

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(仮称)素案(骨子)

1 総則

(1) 目的

この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、相談及び紛争解決のための体制整備、障害及び障害者への理解促進その他の障害を理由とする差別を解消するための施策の基本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 基本理念

障害を理由とする差別（不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないこと）の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

ア 全ての障害者は、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

イ 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

ウ 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

エ 何人も、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

オ 全ての障害者は、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を希望する場合は、合理的な配慮がなされる必要があること。

カ 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な原因により、より困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされる必要があること。

キ 何人も、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

ク 何人も、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていること、及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害及び障害者に関する理解と関心を深める必要があること。

ケ 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

コ 全ての障害者は、災害時において障害の特性に応じた適切な配慮がなされる必要があること。

(3) 本市の責務

本市は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。

(4) 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、障害及び障害者に関する理解と関心を深め、及び障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行うよう努めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める。

(5) 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める。

2 障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

本市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(2) 合理的配慮の提供

ア 本市は、その事務又は事業を行うに当たっては、障害者又はその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

イ 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害者又はその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 障害を理由とする差別を解消する体制の整備

(1) 相談体制の整備等

ア 本市は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制を整備する。

イ 何人も、本市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができ、本市は、その解消を図るため、必要に応じ、情報提供、助言、調整等の措置を講ずる。

(2) 紛争解決のための体制整備等

ア 広島市障害者差別解消審議会

本市は、障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、広島市障害者差別解消審議会を設置する。

イ 助言又はあっせん等

(ア) 障害を理由とする差別に関する相談を行った障害者等は、必要な措置が講じられてもなおその解消が見込まれないと認めるときは、市長に対し、紛争の解決を図るために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

(イ) 市長は、申立てがあった場合は、申立てに係る調査を行い、広島市障害者差別解消審議会への諮問・答申を経て、紛争事案に係る当事者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行う。

(ウ) 市長は、紛争事案に係る事業者が、正当な理由なく受諾した助言又はあっせんに従わない場合等は、当該事業者に対して、紛争事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(エ) 市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、あらかじめ事業者はその理由を通知し、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

4 障害を理由とする差別の解消を推進する施策

(1) 障害及び障害者に関する理解の促進

本市は、障害及び障害者に関する市民及び事業者の理解と関心を深めるため、広報啓発活動、情報提供、教育の推進等の取組を行う。

(2) 情報保障及び意思疎通支援

ア 本市は、障害者が円滑に情報を取得及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、点字等、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報提供及びその普及・啓発に必要な施策を講じる。

イ 本市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、その普及及び啓発のために必要な施策を講じる。

(3) 災害時の支援

本市は、災害発生時において、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報提供を行うとともに、必要な支援や環境整備を行う。

(4) 表彰

市長は、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められる者を表彰することができる。

5 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から一定の周知期間を置いて施行する。

(2) 検討

市長は、この条例の施行後、社会情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。